平成２１年（フ）第２６７号
北海道小樽市桜２丁目11番４号、前住所北海道小樽市色内２丁目13番15号
債務者　本間　芳信
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２６８号
北海道小樽市赤岩２丁目19番３号、前住所北海道小樽市赤岩２丁目22番１号
債務者　岩崎　光雄
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３３１号
北海道苫小牧市汐見町３丁目６番６号　メゾンヘイワB202
債務者　丸山　靖司
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３２号
北海道苫小牧市汐見町３丁目６番６号　メゾンヘイワB202
債務者　坪井　朝美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４５号
北海道苫小牧市高砂町２丁目２番12号　高橋アパート西上号
債務者　須藤　　敦
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６７号
宮城県角田市角田字町289番地
債務者　伏見　周也
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４００号
福島市上浜町３番62号
債務者　笠原　健二
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
群馬県館林市西高根町49番地の３　清水アパート
債務者　大塚　輝美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７３号
群馬県館林市若宮町2751番地の２
債務者　山野井　明
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７４号
群馬県太田市西新町123番地
債務者　金子　勇司
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７５号
群馬県邑楽郡大泉町丘山18番22号　丘山町営住宅団地
債務者　内山　昌治
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７６号
群馬県太田市大原町329番地18
債務者　髙田　順一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７７号
群馬県太田市大原町229番地11
債務者　栗原　武夫
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６９６号
岐阜市竜田町１丁目22番地　パラシオンアンドー301号室
債務者　岡本　泰彦
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８６号
岐阜市折立676番地
債務者　神山　政次
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９６号
岐阜県各務原市那加信長町１丁目102番地　シャルム信長202
債務者　見髙　史郎
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０９号
岐阜市芥見１丁目47番地
債務者　筒井　宏之
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岐阜地方裁判所